

消費者の部屋通信

(平成28年6月号)

目次	☆ 特別展示の御紹介	1
	☆ 学校関係の訪問状況	3
	☆ 5月の消費者相談状況(速報)	4
	☆ 相談事例(5月分)	6
	☆ 地方の「消費者の部屋」だより	7



<特別展示>

大学は美味しい!! in 農林水産省
(5月9日～5月13日開催)



<特別展示>

間伐・間伐材利用促進の週
(5月16日～5月20日開催)



<特別展示>

世界農業遺産・日本農業遺産
(5月23日～5月27日開催)



<特別展示>

熊本の復旧・復興をめざして
(5月30日～6月3日開催)

- ◆ 「消費者の部屋」では、消費者の皆さまとコミュニケーションを深めるために、農林水産行政や食生活などについての情報提供などを行っています。また、農林水産省の本省北別館1階で行われる特別展示には、多くの方々に御来場いただいております。

☆ 特別展示の御紹介

●平成28年5月の開催状況

期 間	特別展示名	入場者数
5月9日～5月13日	大学は美味しい！！ in 農林水産省	933人
5月16日～5月20日	間伐・間伐材利用促進の週	735人
5月23日～5月27日	世界農業遺産・日本農業遺産	1,144人
5月30日～6月3日	熊本の復旧・復興をめざして	795人

●平成28年6月の特別展示

期 間	特別展示名
6月6日～6月10日	食育の週 ～国産食材を知ろう、味わおう～
6月13日～6月17日	女性が取り組む6次産業化
6月20日～6月24日	森と山のこと考えてみませんか ～森と山の漫画展～
6月27日～7月1日	ほしに願いを！！ ー7月7日は☆乾しいたけの日・そうめんの日ー

※特別展示の開催日以外の期間は、常設展示を開催します。

◆ テーマ『大学は美味しい！！ in 農林水産省』 ◆

独創性のある食品開発に取り組んでいる全国各地の大学や、大学生の豊かな研究心と発想から生まれた成果を紹介するとともに、実際に開発した商品の展示を行いました。



多くの大学の取り組みについてパネルで紹介。
出展大学の学生同士の情報交換の場ともなりました。



開発商品販売の様子。

◆ テーマ『間伐・間伐材利用促進の週』 ◆

私たちの身近な、意外なところで間伐材が活躍しています。間伐・間伐材利用コンクールの受賞取り組み・製品をはじめ、間伐実施の取り組みの紹介、間伐材製品の展示など、間伐の推進、間伐材の利用促進に向けた普及啓発、間伐材マークの紹介を行いました。



間伐材を使用したジャケットや飲料水パックなど、さまざまな製品を展示。



「緑の募金」使途限定募金(平成28年熊本地震振興支援事業)コーナーを設置。

◆ テーマ『世界農業遺産・日本農業遺産』 ◆

「世界農業遺産」は、伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、生物多様性等が一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関(F A O)が認定する仕組みで、日本では8地域が認定されています。今年、新たに創設した「日本農業遺産」と併せて、農業遺産の魅力を紹介しました。



世界農業遺産認定地域の特産品を多数展示。



奥能登地サイダー「しおサイダー」試飲の様子。

◆ テーマ『熊本の復旧・復興をめざして』◆

平成28年熊本地震では、県民生活だけではなく、熊本県の重要な基幹産業である農林水産業においても甚大な被害が生じております。復旧・復興に向けた機運の醸成を図るため、被災状況及び復旧・復興に向けた写真の展示及び熊本県産食品の販売を行いました。



被災状況及び復旧・復興に向けた写真の展示を熱心にご覧になる、森山農林水産大臣。



「買って応援しよう！」
たくさんの方々にご協力をいただきました。

☆ 学校関係の訪問状況

「消費者の部屋」では、小・中・高校生などに対して、農林水産行政などをわかりやすく説明しています。平成28年5月の来訪者は以下のとおりです。



記者会見室見学において、説明を受ける生徒達。



消費者の部屋において、農林水産省の説明を受ける生徒達。



消費者の部屋の特別展示において、展示内容の説明を受ける生徒達。

■ 平成28年5月の訪問	来訪者数
千葉県 千葉市立稲毛高等学校附属中学校（中3年）	6名
岐阜県 岐阜大学教育学部附属中学校（中2年）	16名
京都府 精華町立精華西中学校（中3年）	6名
宮城県 仙台市立第二中学校（中3年）	4名
三重県 いなべ市立藤原中学校（中3年）	4名
岐阜県 関市立旭ヶ丘中学校（中3年）	5名
福井県 福井市進明中学校（中3年）	4名
三重県 いなべ市立北勢中学校（中3年）	8名
岐阜県 関市立緑が丘中学校（中3年）	18名
合 計 9校	71名

～ 修学旅行や社会科見学などの訪問をお待ちしています ～

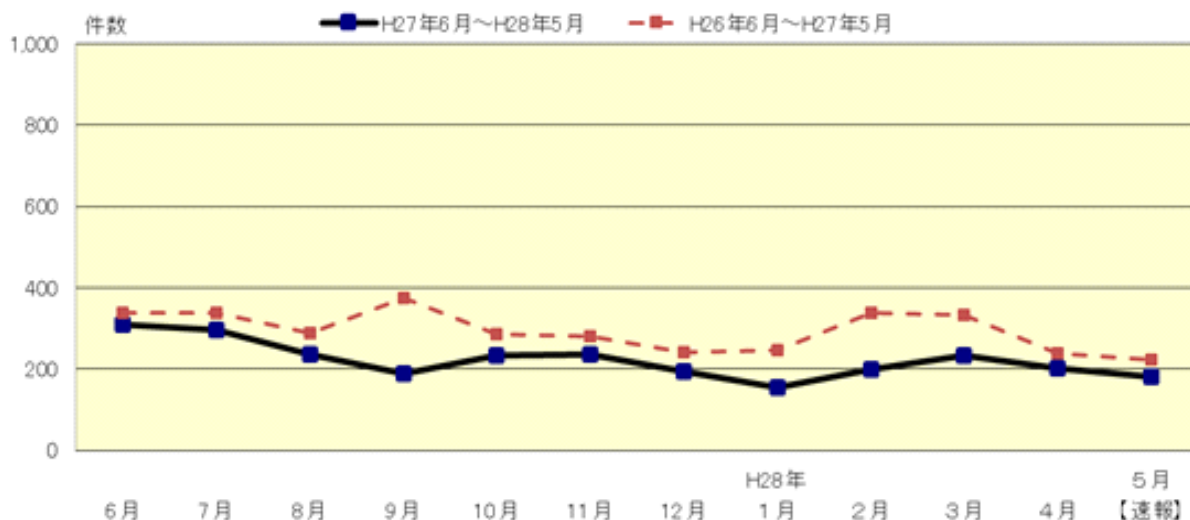
☆ 5月の消費者相談状況（速報）

～電話やメールで御相談を受け付けています～



5月の相談件数は、181件（前月201件）でした。このうち、問合せは151件、要望・意見は19件、苦情は1件、その他は3件となりました。

図1 月別相談件数の推移

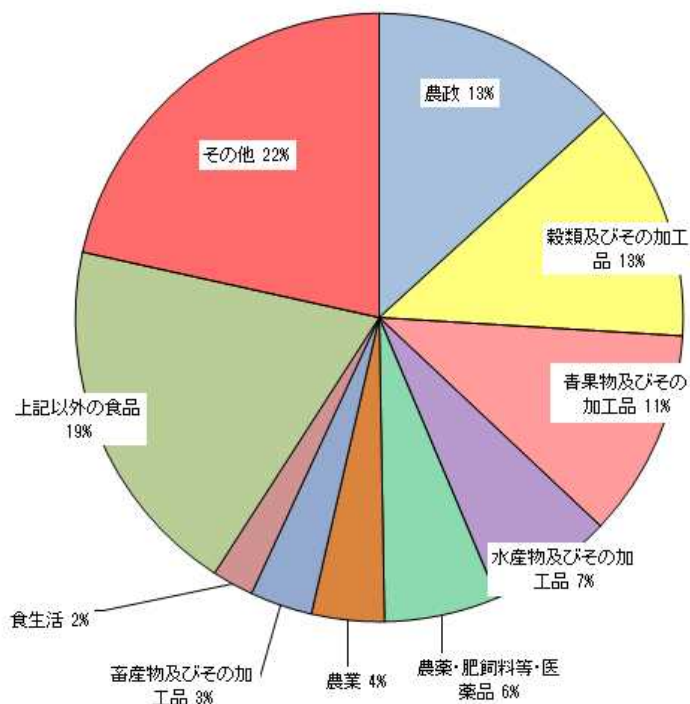


〔品目別相談件数〕

表1 品目別相談件数

	件数(前月件数)
農政	24 (18)
穀類及びその加工品	23 (24)
青果物及びその加工品	20 (27)
水産物及びその加工品	12 (8)
農薬・肥飼料等・医薬品	11 (10)
農業	7 (9)
畜産物及びその加工品	6 (8)
食生活	4 (8)
上記以外の食品	35 (25)
その他	39 (64)
合計	181 (201)

図2 品目別相談比率

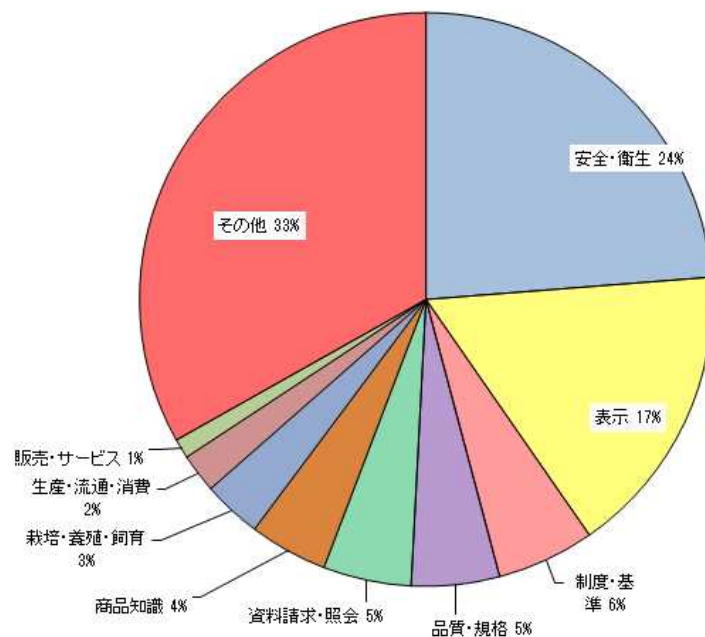


〔内容別相談件数〕

表2 内容別相談件数

	件数(前月件数)
安全・衛生	43 (37)
表示	30 (22)
制度・基準	10 (9)
品質・規格	9 (21)
資料請求・照会	9 (16)
商品知識	8 (5)
栽培・養殖・飼育	6 (4)
生産・流通・消費	4 (8)
販売・サービス	2 (3)
その他	60 (76)
合計	181 (201)

図3 内容別相談比率

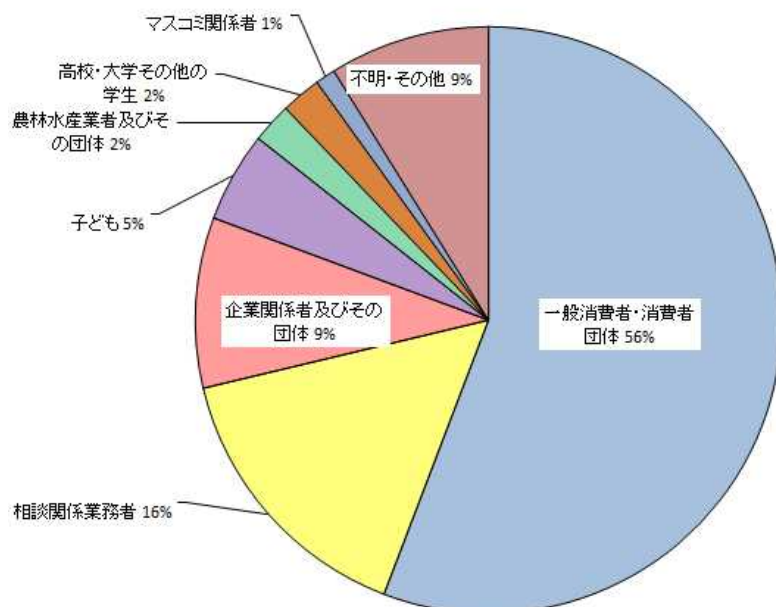


〔相談者別件数〕

表3 相談者別相談件数

	件数(前月件数)
一般消費者・消費者団体	101 (120)
相談関係業務者	28 (26)
企業関係者及びその団体	17 (14)
子ども	9 (2)
農林水産業者及びその団体	4 (13)
高校・大学その他学生	4 (2)
マスコミ関係者	2 (6)
不明・その他	16 (18)
合計	181 (201)

図4 相談者別相談比率



◆ 主な要望・意見

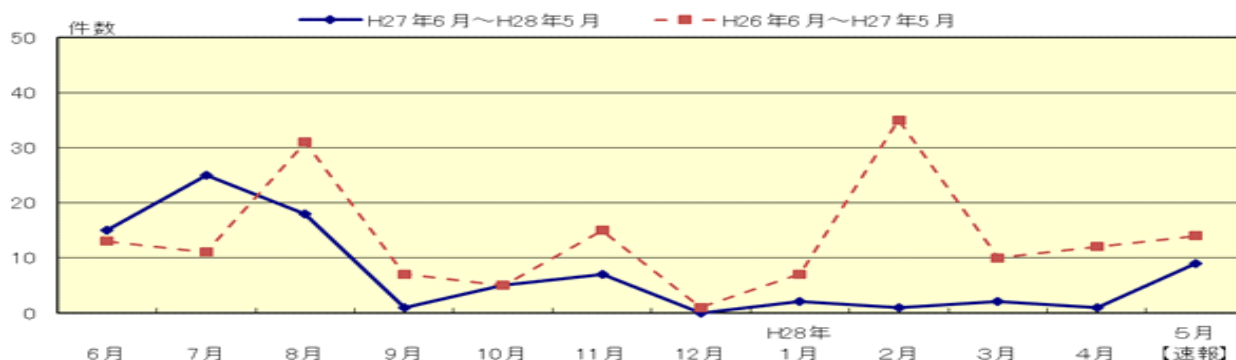
- * 日本の食料自給率が低いことから、米の消費をもっと増やす政策を打って欲しい。
- * 原発事故に伴う食品の放射能汚染について、いい情報も悪い情報もしっかり伝えてほしい。
- * 自然環境や人体の安全に配慮した自然農法を促進すべきである。

〔子ども相談〕

子ども相談専用電話を設け、農林水産業や食品に関する子どもからの相談や質問にお答えしています。

5月の子ども相談件数は、前月より8件増加し、9件となりました。

図5 子ども相談件数の推移



☆ 相談事例（5月分）

Q 野菜を炒めすぎたり、パンを焼きすぎたりすると健康に良くないと聞いたことがあります。このことについて詳しく教えてください。

A：食品を加熱調理すると、食品中では様々な化学物質ができたり、分解されたりします。このときできる化学物質の中には、食品を食べやすくする、良い風味を醸し出すなど有用な効果をもたらすものがある一方で、健康に悪影響を及ぼす可能性のあるものがあります。野菜や穀類等を加熱した際にできる有害な化学物質のひとつに「アクリルアミド」があります。

アクリルアミドは、食材を炒める、焼く、揚げるなど高温（120℃以上）で加熱することで、食材にもともと含まれている特定のアミノ酸と糖類が化学反応してできると考えられています。煮る、蒸すといった水を利用した調理ではほとんどできません。食品を通じてアクリルアミドを長期間とり続けると、健康に悪影響が生じる可能性があると言われています。

アクリルアミドをとる量を減らすためにできることとして、一番大切なことはバランスの良い食生活の実践です。そうすれば、必要な栄養素を必要量とることができる上、特定の食品を大量に食べないので、アクリルアミドに限らず、健康に悪影響があるかもしれない物質のとる量を低く抑えられます。また、アクリルアミドを減らすために、食品の加熱をやめたり、加熱した食品を食べる量を減らすことは、食中毒防止等の観点から避けるべきです。その上で、家庭では、炒める、焼くなどの加熱調理の際に、①食材を焦がしすぎない、②炒めるときは火力を弱めに、よくかき混ぜる、③蒸し煮など水を利用した加熱調理を使って炒め時間を短くする、といった工夫を取り入れることで、アクリルアミドを減らすことができます。

これら以外にアクリルアミドを減らすために家庭でできることを含め、農林水産省ホームページ内に様々な情報を掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/acryl_amide/index.html

☆地方の「消費者の部屋」だより

東海農政局 消費者の部屋

東海農政局は、名古屋市営地下鉄名城線「市役所」7番出口から徒歩約10分の場所（名古屋城正門のすぐ横）にあり、1階玄関右側に「消費者の部屋」を設置しています。

【消費者の部屋】

「消費者の部屋」では、パンフレット等により農政局の施策と各県の特徴的な取組を紹介する「常設展示」のほか、局内各部室、独立行政法人、地方公共団体、消費者団体等の協力の下、東海地域の農林水産業等の情報を発信する「特別展示」を実施しており、平成28年度は、21回の特別展示を行うこととしています。



東海3県（愛知県・岐阜県・三重県）の特徴的な取組を紹介する常設展示



愛知県農業総合試験場による最新の研究成果の特別展示（5/20～31）

【移動消費者の部屋】

東海管内で行われるイベント等に参加し、パネル展示やパンフレット等の配布を通じて、農林水産施策に関する情報提供を行っています。

12月6日、三重県松阪市において開催された「第15回農大祭&西山農業祭り」には、約1,500名の方が来場され、東海農政局では、東海3県の伝統食・伝統野菜等のパネル展示や紙芝居「おもしろ野菜クイズ」等を行ない、子どもからお年寄りまで、多くの皆さんに来場いただきました。

また、名古屋市の中心部「栄」で毎週土曜日午前中に開催されている、オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村において、平成27年度から、毎月第1及び第3土曜日に「移動消費者の部屋」を開設し、毎回150～300名の食への関心の高い都市住民と貴重な交流を図っています。



第15回農大祭&西山農業祭り（12/6）



オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村（5/7）

東海農政局 消費・安全部 消費生活課
〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL:052-223-4651 FAX:052-220-1362

☆ 消費者の部屋ホームページを御覧ください！

* 消費者の部屋のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html>）から、さまざまな情報が御覧いただけます。ぜひアクセスしてみてください。

◇消費者相談

過去の主な相談事例を掲載しています。

◇特別展示の御案内

特別展示のスケジュールや概要について紹介しています。

農林水産省ホームページ・トップ



農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと、通行証無しで入室できます。皆様のお越しをお待ちしています。



東京メトロ「霞ヶ関」駅下車。A5、B3a出口すぐ。

平成28年6月発行

編集・発行 農林水産省 消費・安全局
消費者行政・食育課「消費者の部屋」
担当：渡辺、橋本、佐竹、吉武

相談電話 03-3591-6529

ファックス 03-5512-7651

子供相談電話 03-5512-1115

インターネット相談窓口：

<http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html>